東浦町男女共同参画プラン策定ワーキング部会設置要綱

(設置)

第1条 東浦町男女共同参画プランの策定に向けての諸課題について、調査・検討を 行うため、東浦町男女共同参画プラン策定ワーキング部会(以下「ワーキング部会」 という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 ワーキング部会は、東浦町男女共同参画プランの具体案に関する必要な事項 の調査・検討を行う。

(組織)

- 第3条 ワーキング部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 2 部会長及び副部会長は、それぞれ部会員の互選により定める。
- 3 部会員は、課長補佐職以下の職員のうちから町長が指定する職員をもって充てる。 (委員の任期)
- 第4条 部会員の任期は、プランの策定までとする。

(部会長及び副部会長)

- 第5条 部会長は、会務を総理し、ワーキング部会を代表する。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキング部会は、部会長が招集する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング部会の運営に関し必要な事項は、 部会長が定める。

附則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。